

地域医療構想の推進に向けて

医療計画策定研修会

★

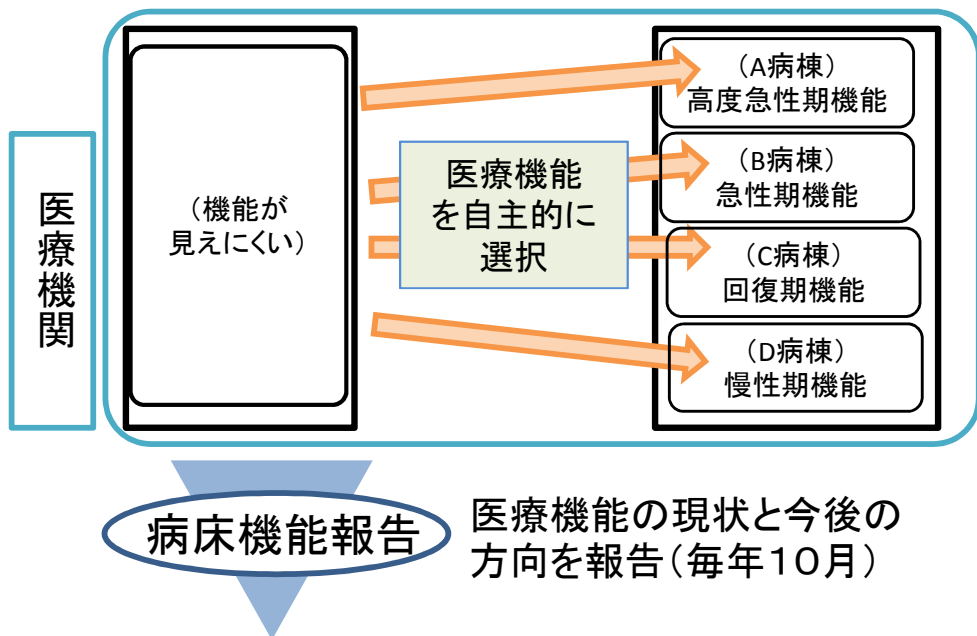
平成29年5月19日

厚生労働省医政局地域医療計画課
課長補佐 原澤 朋史

以下★印は上記資料より抜粋

☆ 地域医療構想について

- 「医療介護総合確保推進法」により、平成27年4月より、都道府県が「地域医療構想」を策定。平成28年度中に全都道府県で策定済み。
※ 「地域医療構想」は、二次医療圏単位での策定が原則。
- 「地域医療構想」は、2025年に向け、病床の機能分化・連携を進めるために、医療機能ごとに2025年の医療需要と病床の必要量を推計し、定めるもの。
- 都道府県が「地域医療構想」の策定を開始するに当たり、厚生労働省で推計方法を含む「ガイドライン」を作成。平成27年3月に発出。



(「地域医療構想」の内容)

1. 2025年の医療需要と病床の必要量

- ・高度急性期・急性期・回復期・慢性期の4機能ごとに医療需要と病床の必要量を推計
- ・在宅医療等の医療需要を推計
- ・都道府県内の構想区域(二次医療圏が基本)単位で推計

2. 目指すべき医療提供体制を実現するための施策例)

- 医療機能の分化・連携を進めるための施設設備、在宅医療等の充実、医療従事者の確保・養成等

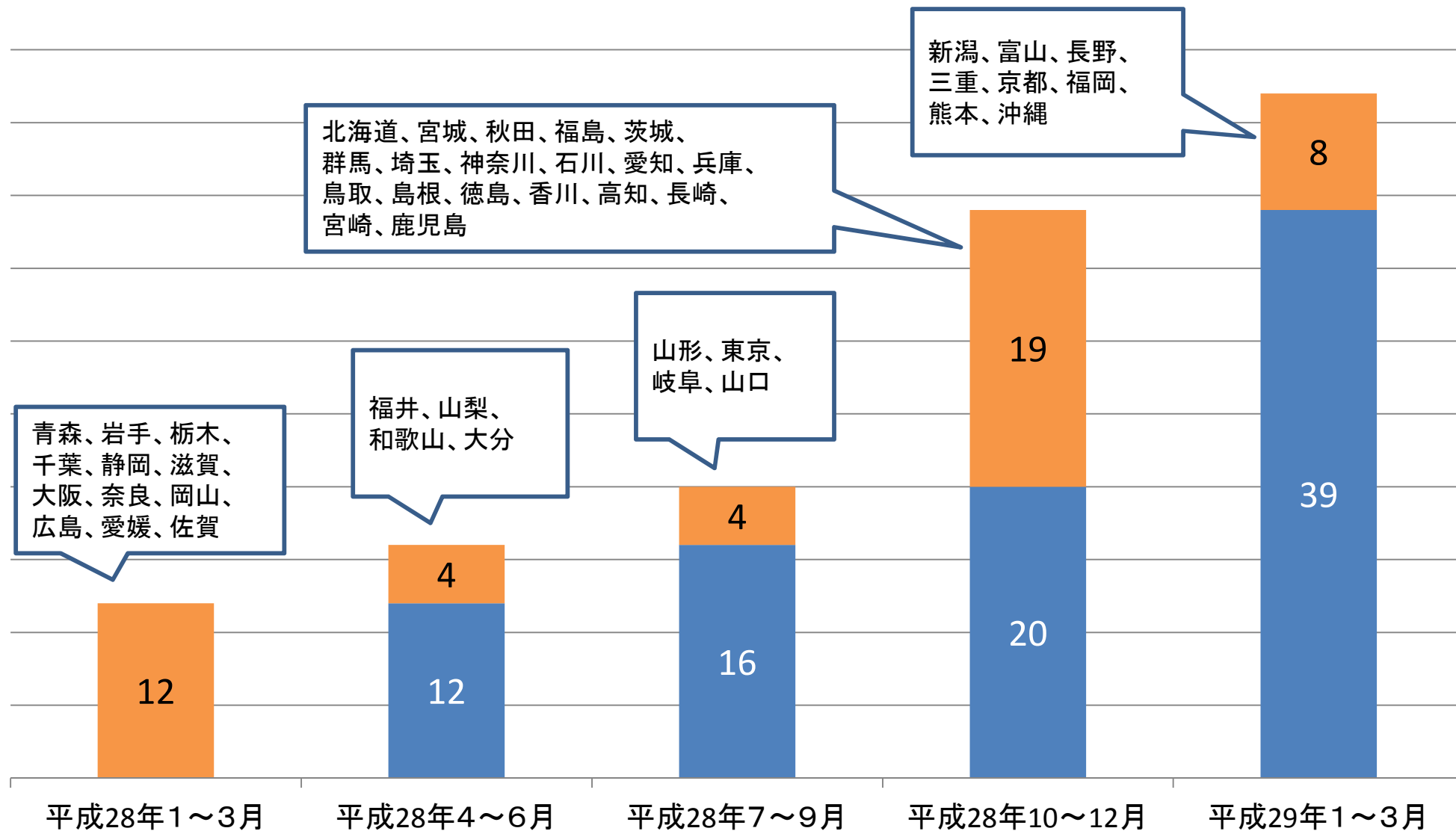
都道府県

医療機能の報告等を活用し、「地域医療構想」を策定し、更なる機能分化を推進

- 機能分化・連携については、「地域医療構想調整会議」で議論・調整。

☆ 地域医療構想の策定期間について

○ 平成27年4月より、各都道府県において地域医療構想の策定を開始し、平成28年度末までに全ての都道府県で策定を完了。



☆ 地域医療の実現プロセスについて

1. まず、医療機関が「地域医療構想調整会議」で協議を行い、機能分化・連携を進める。
都道府県は、地域医療介護総合確保基金を活用。
2. 地域医療構想調整会議での協議を踏まえた自主的な取組だけでは、機能分化・連携が進まない場合には、医療法に定められた都道府県知事の役割を適切に発揮。

STEP1 地域における役割分担の明確化と将来の方向性の共有を「地域医療構想調整会議」で協議

個々の病院の再編に向け、各都道府県での「調整会議」での協議を促進。

- ① 救急医療や小児、周産期医療等の政策医療を担う中心的な医療機関の役割の明確化を図る
- ② その他の医療機関について、中心的な医療機関が担わない機能や、中心的な医療機関との連携等を踏まえた役割の明確化を図る

STEP2 「地域医療介護総合確保基金」により支援

都道府県は、「地域医療介護総合確保基金」を活用して、医療機関の機能分化・連携を支援。

- ・ 病床機能の転換等に伴う施設整備・設備整備の補助等を実施。

将来の方向性を踏まえた、自主的な取組だけでは、機能分化・連携が進まない場合

STEP3 都道府県知事による適切な役割の発揮

都道府県知事は、医療法上の役割を適切に発揮し、機能分化・連携を推進。

【医療法に定められている都道府県の権限】

- ① 地域で既に過剰になっている医療機能に転換しようとする医療機関に対して、**転換の中止の要請・勧告**（民間医療機関）及び命令（公的医療機関）
- ② 医療機関に対して、**不足している医療機能を担うよう、要請・勧告**（民間医療機関）及び指示（公的医療機関）
- ③ 新規開設の医療機関に対して、地域医療構想の達成に資する条件を付けて許可
- ④ 稼働していない病床の削減を要請・勧告（民間医療機関）及び命令（公的医療機関）

※ ①～④の実施には、都道府県の医療審議会の意見を聴く等の手続きを経る必要がある。

※ 勧告、命令、指示に従わない医療機関には、医療機関名の公表や地域医療支援病院の承認の取消し等を行うことができる。

☆ 地域医療構想調整会議の進め方のサイクル(イメージ)

○ 次のような年間のスケジュールを毎年繰り返すことで、地域医療構想の達成を目指す。

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
国	全ての都道府県で構想策定完了予定	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県職員研修(前期) データブック配布及び説明会 基金に関するヒアリング 			<ul style="list-style-type: none"> 都道府県職員研修(中期) 地域医療構想の取組状況の把握 				<ul style="list-style-type: none"> 都道府県職員研修(後期) 病床機能報告の実施 					
都道府県全体		(平成29年度については、第7次医療計画に向けた検討を開始) ● 具体的な機能分化・連携に向けた取組の整理 について ・県全体の病床機能や5事業等分野ごとの不足状況を明示												
		<ul style="list-style-type: none"> ●病床機能の分化・連携に向けた好事例や調整困難事例について収集・整理(国において全国状況を整理) ●地域住民・市区町村・医療機関等に対する情報提供(議事録の公開、説明会等) 												
調整会議		1回目 ● 病床機能報告や医療計画データブック等を踏まえた役割分担について確認 ・不足する医療機能の確認 ・各医療機関の役割の明確化 ・各医療機関の病床機能報告やデータブックの活用		2回目 ● 機能・事業等ごとの不足を補うための具体策についての議論 ・地域で整備が必要な医療機能を具体的に示す ・病床機能報告に向けて方向性を確認		3回目 ・機能ごとに具体的な医療機関名を挙げたうえで、機能分化・連携若しくは転換についての具体的な決定		4回目 ・具体的な医療機関名や進捗評価のための指標、次年度の基金の活用等を含むとりまとめを行う						

☆ 地域医療構想調整会議での議論の進め方について

【医療計画の見直し等に関する意見のとりまとめより抜粋】

＜地域医療構想調整会議の役割を踏まえた議論する内容及び進め方の整理＞

1 医療機能の役割分担について

ア 構想区域における将来の医療提供体制を構築していくための方向性の共有

(ア) 構想区域における医療機関の役割の明確化

○ 将来の医療提供体制を構築していくための方向性を共有するため、当該構想区域における医療機関であって、地域における救急医療や災害医療等を担う医療機関が、どのような役割を担うか明確にすることが必要である。その際に、次の各医療機関が担う医療機能等を踏まえ、地域医療構想調整会議で検討を進めること。

- ・ 構想区域の救急医療や災害医療等の中心的な医療機関が担う医療機能
- ・ 公的医療機関等及び国立病院機構の各医療機関が担う医療機能
(公立病院の担う医療機能については、新公立病院改革ガイドラインに基づき検討すること)
- ・ 地域医療支援病院及び特定機能病院が担う医療機能

等

☆ 新公立病院改革ガイドラインと地域医療構想

【新公立病院改革ガイドラインより抜粋】

第1 更なる公立病院改革の必要性

3 公立病院改革の基本的な考え方

今後の公立病院改革の目指すところは、前ガイドラインと大きく変わるものではない。すなわち、公立病院改革の究極の目的は、公・民の適切な役割分担の下、地域に於いて必要な医療提供体制の確保を図り、その中で公立病院が安定した経営の下でへき地医療・不採算医療や高度・先進医療等を提供する重要な役割を継続的に担っていくことができるようにすることにある。（中略）

したがって、今後の公立病院改革は、医療法に基づく地域医療構想の検討及びこれに基づく取組と整合的に行われる必要がある。

第2 地方公共団体における新改革プランの策定

1 新改革プランの策定期間（中略）

なお、新改革プランは、地域医療構想と整合的であることが求められているものであるが、仮に、新改革プラン策定後に、地域医療構想の達成を推進するために行う関係者との協議の場（以下「地域医療構想調整会議」という。）の合意事項と齟齬が生じた場合には、速やかに新改革プランを修正すべきである。

★ 3. 地域医療構想について

地域医療構想調整会議での議論の進め方



地域医療構想調整会議での議論の進め方の手順について、以下の通り整理する。

将来の医療提供体制の構築のための方向性の共有

(ア) 構想区域における医療機関の役割の明確化

- ① 以下の各医療機関が担う医療機能等を踏まえ、地域医療構想調整会議で検討し、役割を明確化
 - ・ 構想区域の救急医療や災害医療等の中心的な医療機関が担う医療機能
 - ・ 公的医療機関等及び国立病院機構の各医療機関が担う医療機能
 - ・ 地域医療支援病院及び特定機能病院が担う医療機能
- ② 上記以外の医療機関については、上記の医療機関が担わない機能や、上記の医療機関との連携等を踏まえ、役割を明確化

(イ) 病床機能を転換する予定の医療機関の役割の確認

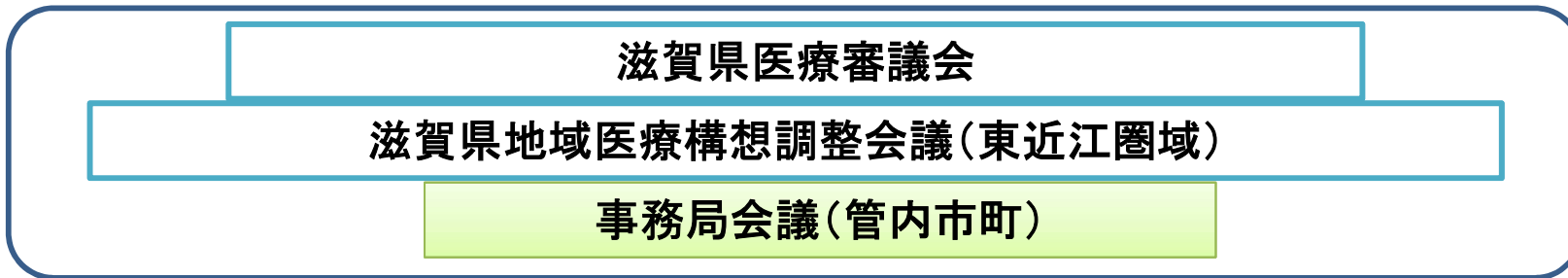
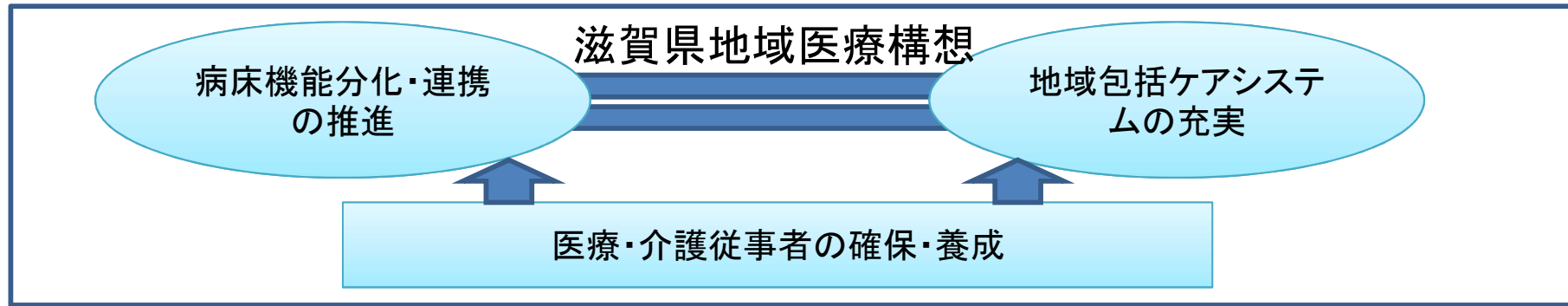
- 将来に病床機能を転換を予定している医療機関については、その転換の内容が地域医療構想の方向性と整合性のあるものとなっているか確認

新規参入、規模拡大を行う医療機関等への対応

- 今後、高齢化が急速に進み、医療需要の増加が見込まれる地域において、増床等の整備を行う場合においても、共有した方向性を踏まえ、地域において必要となる医療機能を担うことを要請
- 新規参入してくる医療機関に対しては、病床の開設の許可を待たず、地域医療構想調整会議への出席を求め、地域において必要となる医療機能等について、理解を深めてもらうよう努める

地域住民への啓発

- 共有した方向性を踏まえ、今後の地域における医療提供体制をどのように構築していくかについて、できるだけ分かりやすく周知し、地域住民の理解を深める
- 地域医療構想調整会議で行われている議論について、議事の内容等の情報を、ホームページ等を通じて提供



- 地域ケアネットワークの推進
 - ・難病地域協議会
 - ・(新)感染症連絡会議
 - ・精神保健担当者会議 サービス調整会議
 - ・糖尿病医療連携検討部会
- 在宅医療・介護連携の推進
 - ・退院支援ルール検討会
 - ・在宅ホスピス緩和ケア推進会議
 - ・地域歯科保健調整会議

- 地域包括ケアシステム構築上の課題(介護保険事業計画、地域福祉計画、障害福祉計画 等)
- 地域ケア会議(個別・地域)
- 多職種連携ネットワーク

- ・医師会、歯科医師会、薬剤師会
 - ・医療機関
 - ・住民団体
- 等



保健所

市 町

関係機関・住民団体

東近江圏域地域医療構想調整会議の進め方 ②

時期	協議内容	備考
第1回 H29.7.21(金)	<ul style="list-style-type: none"> ●地域医療構想と東近江圏域の課題について ◎滋賀県保健医療計画の改定について（基本方針） ○平成30年度地域医療介護総合確保基金(医療分)にかかる事業提案について 	滋賀県医療福祉推進 アドバイザー 櫃本真幸氏
第2回 H29.9～10月	<ul style="list-style-type: none"> ◎滋賀県保健医療計画の改定について（骨子） ○平成29年度地域医療介護総合確保基金事業について ◇市町の地域包括ケアシステムの現状と課題について 	* 協議の場
第3回 H29.12～H30.1月	<ul style="list-style-type: none"> ●医療機能分化と連携について ◎滋賀県保健医療計画の改定について（計画素案） ◇圏域の地域ケアネットワークの現状と課題について 在宅看取り、在宅歯科、在宅栄養、認知症 等 ◇市町の地域包括ケアシステムの現状と課題について 	
第4回 H30.3月	<ul style="list-style-type: none"> ●東近江圏域地域医療構想実現に向けた取り組みについて ◎滋賀県保健医療計画の改定について（計画最終案） ◇圏域の地域ケアネットワークの現状と課題について 難病、精神保健福祉、退院ルール支援事業 等 ◇市町の地域包括ケアシステムの現状と課題について 	* 協議の場

5つの役割と機能

- 滋賀県地域医療構想関係
- 地域医療介護総合確保基金関係
- ◎ 滋賀県保健医療計画関係
- ◇ 地域包括ケアシステムの充実
- * 医療計画と介護保険計画の協議の場

滋賀県保健医療計画策定スケジュール

H29.5.29
滋賀県医療審議会資料

時期	県全体		構想区域単位		その他
	滋賀県医療審議会 (保健医療計画部会)		地域医療構想調整会議		
	会議	審議内容	会議	協議内容	
H28年度 3月	審議会 (3/28)	・現行計画の総括について			医療計画基本 方針・作成指針 (厚労省)
H29年度 4～5月	審議会① (5/29)	・諮問 ・基本方針			医療機能調査 (5月下旬～6 月上旬)
6～7月			調整会議①	・基本方針	【7/14】 医療審議会 任期満了・改選
8～9月	審議会② 部会①	・計画骨子、二次保健医療圏 ・計画骨子	調整会議②	・計画骨子	
10～12 月	部会② 審議会③	・計画素案 ・計画素案	調整会議③	・計画案	
12～1月	県民政策コメント・各関係団体への意見照会				
2～3月	審議会④	・パブコメ結果、計画最終案、 答申	調整会議④	・計画最終案	

※上記のほか、市町との協議の場を設定予定。(時期未定)